

長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会規約

(名 称)

第1条 本会は、「長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会」(以下「部会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 部会は、国土交通省中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目 的)

第3条 部会は、中部地方ダム等管理フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の規約(以下「委員会規約」という。)第7条第1項の規定に基づくモニタリング部会であり、中部地方整備局長等が河川環境の保全と更なる改善のために行う長良川河口堰の弾力的な運用による底層溶存酸素量の改善状況、流動の状況、底質の状況等のモニタリング調査計画の作成(又は変更)及びその調査結果の分析・評価について、委員会に部会の意見を述べることを目的とする。

(部 会)

第4条 部会の委員は、別表一のとおりとする。

- 2 部会には委員会規約第7条第5項(1)の規定に基づき部会長を置く。
- 3 部会長は会務を総理する。
- 4 部会長は委員会規約第7条第5項(3)の規定に基づきあらかじめ代理を指名する。
- 5 部会は前条の目的のため必要と認める場合には、部会の委員以外の専門家等から意見聴取及び資料提供を受けることができるよう中部地方整備局長等に対して要請することができる。

(公 開)

第5条 部会は、原則として公開とする。

- 2 ただし、部会長が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議 事)

第6条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長を務める。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ開催することが出来ない。
- 3 部会の議事運営については、部会に属する委員の意見を聴いて定める。
- 4 部会は、その議事内容の概要を公表する。

(部会の意見)

第7条 部会は、モニタリング調査計画の作成（又は変更）及びその調査結果の分析・評価について、部会に属する委員の意見を取りまとめ、これを部会の意見として委員会に述べる。

(資料の提示)

第8条 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所長は、部会の審議に際し、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、部会からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所に置く。

(雑 則)

第10条 部会の委員に変更が生じる場合には、その都度部会に諮り、了承を得るものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年3月15日から施行する。

(一部改正)

平成29年 1月23日

令和 6年 6月25日

令和 7年 6月24日

別表—1

長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会
委員名簿

氏 名	専門分野	所 属
石田 典子	浮遊生物	元 名古屋女子大学 教授
木村 妙子	底生動物 河川環境	三重大学 教授
辻本 哲郎	河川 移動河床	名古屋大学 名誉教授
藤田 裕一郎	河川水理	岐阜大学 名誉教授
松尾 直規	河川水質・底質	中部大学 名誉教授

(※敬称略 五十音順)